

## 岩見沢市新病院建設工事に関する三者協定書（案）

岩見沢市新病院建設工事（以下「本工事」という。）に関して、岩見沢市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「設計者」という。）と 〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおり技術協力に関する三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 岩見沢市新病院建設工事施工予定者選定に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、令和●年●月●●日に本工事を完成させ完成検査後受渡しをするため、発注者、設計者及び施工予定者が協力して、発注者と設計者が別途契約する「岩見沢市新病院建設工事实施設計業務」及び、発注者と施工予定者が別途契約する「岩見沢市新病院建設工事实施設計技術協力業務」における技術協力に基づく実施設計を円滑に完成させる上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（関係者間の調整、協力）

第2条 本業務の実施に係る発注者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。

3 発注者、設計者及び施工予定者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案及びVE/C D提案の技術的・経済的課題を検討するため、新病院建設工事技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）を設置する。なお、三者協議会とは、発注者、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE/C D提案の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する三者協議会において、発注者が、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

（三者協議会における役割、責任）

第3条 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者から提案され発注者により採用されたVE/C D提案を実施設計に反映させるため、施工予定者が建築確認申請上のその他設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

（実施設計における技術協力等）

第4条 施工予定者は、本プロポーザル時に発注者により採用された技術提案及びVE/C D提案に限らず、本協定の目的を達成するため、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及

び経済的提案を行うものとする。

(合意金額)

第5条 別途締結する技術協力業務契約締結時に発注者と施工予定者において合意した工事費（以下「合意金額」という。）は、下記のとおりとし、合意金額は、本工事における工事費の上限となる。

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

- 2 発注者からの変更指示による合意金額の変更については、別途協議の上、発注者が決定するものとする。この際、賃金水準又は物価水準の変動については、考慮しない。
- 3 合意金額の増額は、特別の事情がない限り行わない。ただし、前項の理由により合意金額が変更された場合、発注者及び施工予定者は、設計者に協力し、変更された合意金額内での実施設計を完了するための検討を実施するものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく合意金額の変更)

第6条 発注者又は施工予定者は、実施設計段階において賃金水準又は物価水準の変動により合意金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して合意金額の変更を一度に限り請求することができる。

- 2 発注者又は施工予定者は、前項の規定による請求があったときは、変動前合意金額と変動後合意金額との差額のうち変動前合意金額の1000分の15を超える額につき、合意金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前合意金額と変動後合意金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と施工予定者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、施工予定者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が施工予定者の意見を聴いて定め、施工予定者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、施工予定者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、本協定の締結の翌日から工事請負契約締結日の前日又は価格等の合意の不成立が確定した日までとする。

(その他)

第8条 業務期間中に関する費用は、すべて施工予定者の負担とし、発注者からの費用は発生しない。

- 2 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、発注者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年〇月〇日

発注者

岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号

岩見沢市

岩見沢市長 松野 哲

設計者

〇〇〇〇〇〇〇

施工予定者

〇〇〇〇〇〇〇